

整理番号	2-1	事務事業名	行政改革推進事業		作成部署	企画財政部 行財政改革担当	電話	内線773
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	三上正美	課長職名	木下信司	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H7	根拠法令等	なし					
〃終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	H6年10月に国から「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が出されたのを受け、本市では、有識者等による行政改革委員会をH7年12月に設置し、H8年5月に提言を受け、H8年7月に行政改革大綱を策定し改革に取り組んできた。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第3章)
	節	開かれた市政	(第5節)
	施策	行財政運営	(第4施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	行財政の運営方法、職員、市民	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	政策評価の導入、市民参加・協働の推進、健全な財政運営、行政運営システムの改革などを重点として抜本的な改革・改善を行い、より効率的で効果的な行財政運営を行う。同時に、行財政改革を推進することで、職員の意識改革を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	8年度～行政改革大綱及び実施計画を策定し、改革を実施。 13年度～「地方分権時代における行政改革の推進方針」を定め、地方分権型行政システムの構築を目指し行政改革を実施。 15・16年度～行財政構造改革推進本部が中心になって、学識経験者等5名からなる外部委員会の助言や提言を受けながら、新たな改革の方向性や方策を検討した。
		17年度	外部委員会の提言を踏まえて、北広島市行財政構造改革大綱を17年5月に策定。大綱に基づく改革の実行計画(素案)を公表。市民意見の募集と反映を行った後、17年9月を目処に実行計画を決定し、改革を実行する予定。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	509	649	438	0
	合計	509	649	438	0
人件費(概算)	人数(年間)	1.00	1.50	1.50	1.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	9,000	13,500	13,500	13,500
総事業費 +		9,509	14,149	13,938	13,500

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	行革本部会議開催回数	6回	7回	10回	10回
	外部委員会開催回数	7回	8回	-	-
	実行計画の全項目数(予定)			108項目	108項目
	年度ごとの実行項目数(予定)			20項目	34項目
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	実行計画の進捗率 (実行数/108項目)			19%	50%
	実行計画の年度ごとの達成率 (実行数/年度の実行予定数)			100%	100%
	効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	実行計画1項目当たり経費 (総事業費/年度の実行予定数)			697千円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 自治体には、少子高齢化による人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められている。総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(H17年3月)」において行政改革大綱の見直しや集中改革プランの公表が求められているように、自治体は新しい視点に立って不断に行政改革に取り組む必要がある。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市の行財政運営を改善することは、その運営主体である市が行うべき事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	厳しい行財政環境の中で、自立した行財政運営を進めていくためには、市民主体の行政運営や健全な財政運営などを目的とした改革は不可欠である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	平成15・16年度の2年間をかけ、全庁を挙げて改革の方向性や方策を検討してきた。また、広報紙や市政懇談会、行革を語る会などで市民周知に努めながら検討を進めてきており、妥当な手法だと考えられる。	17年度から実行段階に入ることから、進行状況の適切な管理が必要となる。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	外部委員会からの提言に沿って行財政構造改革大綱を策定し、現在実行計画(素案)を検討中であり、計画段階までの成果は上がっている。また、職員の意識改革も進んでいる。今後、改革の具体的な実施により、実質的な成果が出る。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	市民や職員への情報提供や理解促進に努めながら、十分な検討を重ねてきたことにより、実施段階へのスムーズな移行が期待できることから、手法は概ね効率的である。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	行財政構造改革の実行計画を決定した後、実行計画の進行管理を毎年度実施しながら、改革を着実に実現していく。また改革の進行状況を市民に公表していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり